

整理番号

//

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2021年 6月 28日
支出額	72,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法                      80,000円×0.9 )
使 途	人件費
支 出 先	■■■■■



上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃



# 雇 用 契 約 書

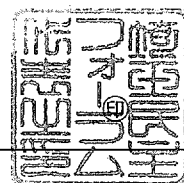
ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤務日	月曜日、金曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給) 80,000円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する</p> <p>令和 3年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正乃 </p> <p style="text-align: center;">雇 用 者</p> <p style="text-align: right;">被雇用者 </p>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 | 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明



## 勤 務 実 績 表

3年 6月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	火			
2	水			
3	木			
4	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
5	土			
6	日			
7	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
8	火			
9	水			
10	木			
11	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
12	土			
13	日			
14	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
15	火			
16	水			
17	木			
18	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
19	土			
20	日			
21	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
22	火			
23	水			
24	木			
25	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
26	土			
27	日			
28	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
29	火			
30	水			

月給: 80,000円/月

整理番号	12
------	----

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

<b>支出年月日</b>	2021年 6月 29日
<b>支 出 額</b>	113,873円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法                      126,526円×0.9)
<b>使 途</b>	人件費
<b>支 出 先</b>	■■■■■



上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃



# 雇 用 契 約 書

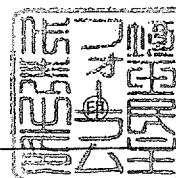
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の支持する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	火曜日、木曜日、土曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給) 120,000円</li> <li>・ 手当 交通費(実費)</li> </ul>	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正乃 
	被雇用者	

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 ( ) 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明



## 勤 務 実 績 表

3年 6月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
2	水			
3	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
4	金			
5	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
6	日			
7	月			
8	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
9	水			
10	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
11	金			
12	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
13	日			
14	月			
15	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
16	水			
17	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
18	金			
19	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
20	日			
21	月			
22	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
23	水			
24	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
25	金			
26	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
27	日			
28	月			
29	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
30	水			

月給:120,000円/月(交通費502円×13日=6,526円)


整理番号

18

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年 6月 30日
支出額	176,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法    220,000 円×80% )
使途	人件費 6月分
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

木村 勇夫



# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1 日 から令和4年3月 31日 まで	
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・時給) 220,000円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末 日締切 / (当月・翌月 末 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部支部長 木村 勇夫 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED]

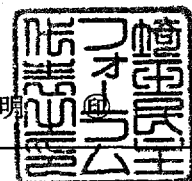
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明





# 出勤簿

令和3年

氏名

4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
		出	出			出	出	出	出	出			出	出	出	出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
		出			出	出	出	出	出			出	出	出		出	
5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
							出	出			出	出	出	出	出		
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
			出	出	出		出			出	出	出	出	出			
6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
		出	出	出				出		出	出	出			出	出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
		出	出				出	出	出	出	出			出	出	出	

備考

整理番号 6

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	2021年7月5日
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">11,160 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>13950 \times 0.8 = 11160</math>)</p>
<p>使途</p>	6月分パート代
<p>支出先</p>	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 (印)

整理番号 6-1

# 勤務実績表

令和3年 6月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	火	10:00~16:00 ↓	郵便物処理、書類整理各種連絡等 ↓
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金	10:00~16:00	書類整理、来客応待、電話対応等
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水	10:00~16:00	書類整理、来客対応、電話対応等

時給 930 × 5時間 × 3日 = 13,950 (円)

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部		
職務内容	事務所管理, 調査業務, 接客, 電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給・特給) 930 円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月 日締切 / 当月・翌月 5 日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和 3 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明




整理番号 7

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	2021年7月5日
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">14,880 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>18,600 \times 0.8 = 14,880</math>)</p>
<p>使途</p>	6月分 110-ト化
<p>支出先</p>	

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 辻

整理番号

ク-1

## 勤務実績表

令和3年  
6月分

被雇用者の氏名



日	曜日	勤務時間	業務内容
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理、事務処理
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理、事務処理
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理、来客対応、事務処理
26	土		
27	日		
28	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理、来客対応、事務処理
29	火		
30	水		

時給 930 × 5 × 4 = 18600 (円) 30  
 A (時間) (日)

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部		
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分から 16 時 00 分まで (内、休憩時間は 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給 <u>時給</u>) 930 円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月 <sup>末</sup> 日締切 / 当月 <u>翌月</u> 5 日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する			
令和 3 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明



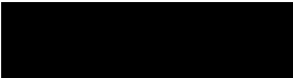
整理番号

8

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2021年7月5日
支出額	11,160 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $13,950 \times 0.8 = 11,160$ )
使途	6月分ハート代
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司

⑧



整理番号 8-1

## 勤務実績表

令和3年 6月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理 事務処理 電話対応
19	土		
20	日		
21	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理 来客電話対応 事務処理
22	火		
23	水	10:00 ~ 16:00	事務所管理 事務処理 来客対応
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		

時給 930円 × 5時間 × 3日 = 13,950円

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]

下記の条件で契約します

雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部
職務内容	接客、電話応対、事務所管理、調査業務等
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与(賃金)等	・賃金 (月給・日給・時給) 930円 ・手当
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和3年4月1日

埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長

雇用者 辻 浩司

被雇用者 [Redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年4月1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明



整理番号	9
------	---

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2021 年 7 月 5 日
支出額	<p style="text-align: right;">7,440 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>9300 \times 0.8 = 7,440</math> )</p>
使 途	6月分 110-ト代
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名    辻 浩司



# 勤務実績表

令和3年 6月分	被雇用者の氏名	[REDACTED]
-------------	---------	------------

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	火		
2	水		
3	木		
4	金	10:00~16:00	事務所管理 来客対応 事務処理
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水	10:00~16:00	事務所管理 事務処理
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		

時給 930 × 5時間 × 2日 = 9300(円)

整理番号 9-2

# 雇用契約書


ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部		
職務内容	接客、電話応対、事務所管理、調査業務等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給・時給) 930 円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年4月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年4月1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明



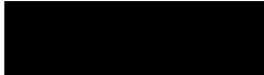
整理番号

10

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2021年7月5日
支出額	3720 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $4650 \times 0.8 = 3720$ )
使途	6月分 110-TV
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号 10-1

# 勤務実績表

令和3年 6月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水	10:00~16:00	来客対応事務所管理
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		

時給 930円 × 5時間 × 1日 = 4650円

整理番号 10-2

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	生	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第2支部		
職務内容	接客, 事務所管理, 調査業務 電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給・時給) 930 円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月 5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年4月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻浩司			
被雇用者 [Redacted]			

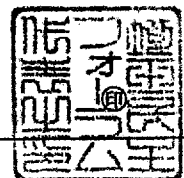
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年4月1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明





整理番号	5
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経営的経費】 ⑥人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	3年7月6日	支出額	56,816 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務員給与 (6月分)
-----	-------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
---------	---------------------

振込受付明細は、別紙添付

②  $70,800 + 220 (\text{手数料}) = 71,020$

$71,020 \times 80\%$

③事務員給与

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



### 振込

- STEP**
- 1. 出金口座  
選択
  - 2. 振込先  
選択
  - 3. 金額・  
指定日選択
  - 4. 振込実行
  - 5. 受付確認

**ご利用ありがとうございます。振込しました。**  
**受付番号は21070600002です。**

### 振込 受付明細

印刷する

受付番号 21070600002      受付日時 2021年07月06日 13:25

出金口座	[Redacted] 支店 [Redacted]		
振込依頼人名	サウマミンシワオラム カキ マリ		
振込先口座	[Redacted]		
受取人名	[Redacted]		
メモ欄	事務員給与		
振込金額	70,800円		
振込手数料	220円		
引落合計金額	71,020円		
振込指定日	07月06日		

### ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。  
 入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。  
 また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。  
 なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返できません。あらかじめご了承ください。

▶ **続けて振込みをする**



# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月 31日 まで	
就業場所	支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 15時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (時給) 1,200 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末日締切 / 翌月 5日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2通作成し、双方が各 1通を保管する		
令和 3年 4月 1日      埼玉民主フォーラム      さいたま市北区支部支部長  雇 用 者      高木 真理      ●  被雇用者      [REDACTED]      ●		

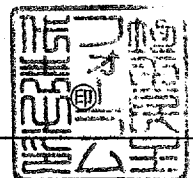
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明




整理番号 8

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2024年 7月 10日
支出額	53,865 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $59,850 \times 0.9 = 53,865$ )
使途	事務員給与 6月分
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



# 2021年6月

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日	■	■	■	■	■					5	
2日							■	■	■	3	
3日	■	■	■	■	■					5	
4日							■			1	
5日											
6日											
7日											
8日	■	■	■	休	■	■	■			6	1
9日											
10日	■	■	■	■	■					5	
11日											
12日	■	■	■	■	■					5	
13日											
14日											
15日	■	■	■	■	■					5	
16日											
17日	■	■	■	休	■	■	■			6	1
18日											
19日											
20日											
21日							■	■		2	
22日	■	■	■	■	■					5	
23日	■	■	■	■	■					5	
24日	■	■	■	■	■					5	
25日											
26日											
27日											
28日											
29日	■	■	■	■	■					5	
30日											
合計										63	

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市古市場 427-1	
職務内容	川越支部 及び政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 17 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・時給) 950 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末 日 締 切 / 当 月 ・ 翌 月 10 日 支 払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する</p> <p>令和 3 年 4 月 / 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長 山根史子</p> <p style="text-align: right;">雇 用 者 <span style="float: right;">●</span></p> <p style="text-align: right;">被雇用者 <span style="float: right;">●</span></p>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 3 年 4 月   日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明 <span style="float: right;">[Seal]</span>

整理番号 4

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】                  1:調査研究費    2:グループ活動費                  【広聴・広報活動費】                  3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費                  【経常的経費】                  ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費                  9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

支出年月日	3年 7月 15日	支出額	55,905 円 × 100% 55,905円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動補助職員給与(6月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム  
 使 途 : 政務活動補助職員給与(6月分)

7 03-07-15	.送金	*55,575	IB [REDACTED]
8 03-07-15	.	*330	手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



## 労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と[REDACTED] (以下「乙」という) は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和3年4月1日至令和4年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費経理補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(10時00分) 終業(15時00分)
- ③ 休憩時間 15分 実働4時間45分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、  
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には  
時間外及び休日に就業させることがある。
- ⑥ 休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 時給 1,300円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに  
従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。  
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
- ⑤ 昇給 本人の実績を勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

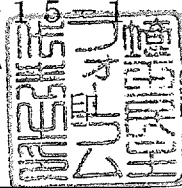
- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不相当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和3年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム  
代表 田並 尚明



(乙) [Redacted signature area]

2021 6 月分勤務実績表



	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
6/1 (火)	10:00	15:00	0:15	4:45	
6/2 (水)					
6/3 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
6/4 (金)					
6/5 (土)					
6/6 (日)					
6/7 (月)	10:00	15:00	0:15	4:45	
6/8 (火)					
6/9 (水)					
6/10 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
6/11 (金)					
6/12 (土)					
6/13 (日)					
6/14 (月)					
6/15 (火)	10:00	15:00	0:15	4:45	
6/16 (水)					
6/17 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
6/18 (金)					
6/19 (土)					
6/20 (日)					
6/21 (月)	10:00	15:00	0:15	4:45	
6/22 (火)					
6/23 (水)					
6/24 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
6/25 (金)					
6/26 (土)					
6/27 (日)					
6/28 (月)					
6/29 (火)	有休			4:45	
6/30 (水)					

出勤日数	9 日
勤務時間	42:45 時間
(内、有給日数)	(1日)
(内、有給時間)	(4 時間45分)
時給	¥ 1,300
交通費 (バス往復)	¥ 398

基本給 ¥ 55,575 ( ¥ 1,300 × 42:45 時間 )

交通費 ¥ - ( ¥ 398 × 0日 )

**総支給額 ¥ 55,575**

整理番号	3
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	3年 7月 15日	支出額	41,895 円 × 100% 41,895 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	--

使 途	政務活動補助職員給与(6月分) (政務活動補助業務にのみ従事)
-----	------------------------------------

領収書等貼付欄      埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム  
 使 途 : 政務活動補助職員給与(6月分)

5 03-07-15	.送金	*41,235	IB	[REDACTED]
6 03-07-15	.	*660		手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

## 労働契約書

埼玉民主フォーラム（以下「甲」という）と■■■■■（以下「乙」という）は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和3年4月1日至令和4年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業（10時30分）終業（15時30分）
- ③ 休憩時間 15分 実働4時間45分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、  
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には  
時間外及び休日に就業させることがある。
- ⑥ 休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 時給 1,100円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに  
従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。  
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)。
- ⑤ 昇給 本人の実績と勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

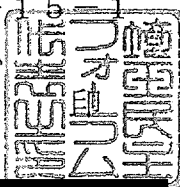
- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不相当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和3年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-5-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム  
代表 田並 尚明



(乙) [Redacted signature area]

2021 6 月分勤務実績表



	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
6/1 (火)					
6/2 (水)	10:30	16:00	0:15	5:15	¥ 980
6/3 (木)					
6/4 (金)					
6/5 (土)					
6/6 (日)					
6/7 (月)	10:00	14:00	0:15	3:45	¥ 980
6/8 (火)					
6/9 (水)					
6/10 (木)					
6/11 (金)					
6/12 (土)					
6/13 (日)					
6/14 (月)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
6/15 (火)					
6/16 (水)					
6/17 (木)					
6/18 (金)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
6/19 (土)					
6/20 (日)					
6/21 (月)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
6/22 (火)					
6/23 (水)					
6/24 (木)					
6/25 (金)					
6/26 (土)					
6/27 (日)					
6/28 (月)	10:30	14:00	0:15	3:15	¥ 980
6/29 (火)					
6/30 (水)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980

出勤日数	7日
勤務時間	31:15 時間
(内、有給日数)	
(内、有給時間)	
時給	¥ 1,100
交通費 (往復)	¥ 980

基本給 ¥ 34,375 ( ¥ 1,100 × 31:15 時間 )

交通費 ¥ 6,860 ( ¥ 980 × 7日 )

**総支給額 ¥ 41,235**

整理番号 11

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費      7:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	R3年7月16日	支出額	71,100 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	職員給与		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-07-16 送金 | \*79,000 | IB [REDACTED]

$$79,000 \times 0.9 = 71,100$$

### ③ 事務員給与として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 控分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



## 出勤表

2021年 6月

名前



日付	曜日	出勤	退勤	備考 (作業内容)	交通費	チェック
1日	火	10:00	17:00			6:00
2日	水					
3日	木					
4日	金	10:00	17:00			6:00
5日	土					
6日	日					
7日	月	10:00	17:00			6:00
8日	火					
9日	水	10:00	17:00			6:00
10日	木					
11日	金	10:00	17:00			6:00
12日	土					
13日	日					
14日	月	10:00	17:00			6:00
15日	火					
16日	水	10:00	17:00			6:00
17日	木					
18日	金	10:00	18:00			7:00
19日	土					
20日	日					
21日	月	10:00	17:00			6:00
22日	火					
23日	水	10:00	17:00			6:00
24日	木					
25日	金					
26日	土					
27日	日					
28日	月	10:00	17:00			6:00
29日	火	10:00	17:00			6:00
30日	水	10:00	17:00			6:00
31日						
						79:00:00

# 雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		電話 <span style="background-color: black;"></span>

下記の条件で契約します

雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム上尾伊奈支部
職務内容	政務活動補助用務
就業時間 (休憩時間)	A.M 10 時00分 から 18 時00分まで (内、休憩時間は60分)
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・<del>時給</del>) 1,000 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 15 日支払
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和 3 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 上尾伊奈支部支部長

雇用者

田並 尚明



被雇用者



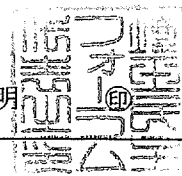
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明



整理番号 15

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p style="text-align: center;">9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
---	---


支出年月日	令和3年 7月 16日
支 出 額	<p>179,550 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 199,500 円×0.9=179,550 円)</p>
使 途	事務員給与 6月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名    白根 大輔

15-1

## 勤務実績表

2021年 6月分	被雇用者の氏名	
--------------	---------	---

	曜日	勤務時間	
1	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
2	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
3	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
4	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
5	土		
6	日		
7	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
8	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
9	水		
10	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
11	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
12	土		
13	日		
14	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
15	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
16	水		
17	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
18	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
19	土		
20	日		
21	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
22	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
23	水		
24	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
25	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
26	土		
27	日		
28	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
29	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
30	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助

支給額:時給1,500円×7時間×19日=199,500円

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和3年4月1日 から令和4年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県川口市朝日2丁目17番7号 埼玉民主フォーラム川口支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分 から 午後6時00分まで (内、休憩時間は 1時間以内とする)	
休日	週2日	
給与(賃金)等	・ 時間給 1,500円	
給与等支払	・ 賃金・手当 毎月末日締切り 翌月16日支払い	
給与等振込先	・ [REDACTED]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
	令和3年4月1日 (議員名)	
雇用者	白根 大輔	
被雇用者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]

整理番号 20

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
⑥:人件費    7:事務所費    ⑧:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	2021年 7月27日	支出額	9,179 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	社労士報酬
----	-------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-07-27		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N178	*9,979	
	残高	
埼玉りそな銀行 新河岸出張所 普通 3980766 ワタナベ シヤカイホケンロウムシシ ムシ ワタナ ベ サトシ 送金料金 *220円 振込予定日 03-07-27 ヤマネ フミコ		

$$10,199 \times 0.9 = 9,179$$

③ 社労士報酬

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちよ銀行 —

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



整理番号	10
------	----

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	2021年 7月 30日
支出額	72,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法    80,000円×0.9 )
使 途	人件費
支 出 先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃







## 勤 務 実 績 表

3年 7月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	木			
2	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
3	土			
4	日			
5	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
6	火			
7	水			
8	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
9	金			
10	土			
11	日			
12	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
13	火			
14	水			
15	木			
16	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
17	土			
18	日			
19	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
20	火			
21	水			
22	木			
23	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
24	土			
25	日			
26	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
27	火			
28	水			
29	木			
30	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
31	土			
月給: 80,000円/月				

# 雇 用 契 約 書

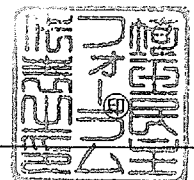
ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤務日	月曜日、金曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給) 80,000円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正乃 
	被雇用者	[REDACTED] 

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明



整理番号	18
------	----


## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

支出年月日	3年 7月 30日
支出額	176,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法                      220,000 円×80% )
使 途	人件費 7月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名                      木村 勇夫                      

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1 日 から令和4年3月 31日 まで	
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・時給) 220,000円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末 日締切 / (当)月・翌月 末 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇用者	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部長 木村 勇夫 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED]

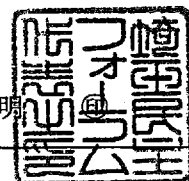
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明



# 出勤簿

令和3年

氏名 XXXXXXXXXX

7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
		出	出			出	出	出	出	出			出	出	出	出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				出	出	出					出	出	出	出	出		
8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	


備考

整理番号	11
------	----

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	2021年 7月 31日
支 出 額	114,325円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法    127,028円×0.9)
使 途	人件費
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃





## 勤 務 実 績 表

3年 7月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
2	金			
3	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
4	日			
5	月			
6	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
7	水			
8	木			
9	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
10	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
11	日			
12	月			
13	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
14	水			
15	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
16	金			
17	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
18	日			
19	月			
20	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
21	水			
22	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
23	金			
24	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
25	日			
26	月			
27	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
28	水			
29	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
30	金			
31	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
月給:120,000円/月(交通費502円×14日=7,028円)				

# 雇 用 契 約 書

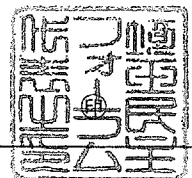
ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted] 生
現 住 所	[Redacted]	電話 [Redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の支持する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	火曜日、木曜日、土曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給) 120,000円</li> <li>・ 手当 交通費(実費)</li> </ul>	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正乃 
	被雇用者	

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 ( ) 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明





整理番号 7

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2021 年 8 月 6 日
支出額	<p style="text-align: right;">7440 円</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>9300 \times 0.8 = 7440</math> )</p>
使 途	7月分パート代
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司

辻

整理番号 7-1

## 勤務実績表

令和3年 7月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月	10時~16時	事務所管理, 来客電話対応, 書類整理
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		
24	土		
25	日		
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金	10時~16時	事務所管理, 来客対応, 書類作成・整理
31	土		

支給額 : 時給 930 円 × 5 時間 × 2 日 = 9300 円

整理番号 7-2

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	生	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部		
職務内容	事務所管理, 調査業務, 接客, 電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給・時給) 930 円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 5 日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和 3 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明




整理番号

8

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	2021年 8月 6日
支出額	14,880 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $18,600 \times 0,8 = 14,880$ )
使 途	7月分パート代
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号

8-1

## 勤務実績表

令和3年 7月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理 来客対応
6	火		
7	水		
8	木		
9	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理 来客対応
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		
19	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理 事務所処理
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		
24	土		
25	日		
26	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理、事務所処理 来客対応
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		
31	土		

支給額 : 時給 930 円 × 5 時間 × 4 日 = 18600 円

整理番号 8-2

# 雇用契約書


ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部		
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給(時給) 930円)</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月 <sup>末</sup> 日締切 / 当月(翌月)5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年4月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年4月1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明




整理番号

9

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2021年8月6日
支出額	14,880円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $18,600 \times 0.8 = 14,880$ )
使途	7月分パート代
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号

9-1

## 勤務実績表

令和3年 7月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水	10:00~16:00	事務所管理, 来客対応.
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水	10:00~16:00	事務所管理 来客対応 事務処理
15	木		
16	金	10:00~16:00	事務所管理 来客対応
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		
21	水	10:00~16:00	事務所管理 来客対応 事務処理
22	木		
23	金		
24	土		
25	日		
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		
31	土		

支給額 : 時給 930 円 × 5 時間 × 4 日 = 18,600 円



# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部		
職務内容	接客、電話対応、事務所管理、調査業務等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 930円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・ <u>翌月</u> 5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年4月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年4月1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明



整理番号	10
------	----

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	2021年 8月 6日
支出額	7,440 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	7月分パート代
支出先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号 10-1

## 勤務実績表

令和3年 7月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	木		
2	金	10:00~16:00	事務所管理 来客対応
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		
24	土		
25	日		
26	月		
27	火		
28	水	10:00~16:00	事務所管理、事務処理、来客対応
29	木		
30	金		
31	土		

支給額：時給 930 円 × 5 時間 × 2 日 = 9300 円

整理番号

10-2

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部		
職務内容	接客、電話応対、事務所管理、調査業務等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給・時給) 930 円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年4月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

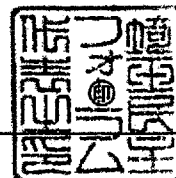
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年4月1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明



整理番号 7

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	3年8月6日	支出額	36,656 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務員給与 (7月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付



②  $45,600 + 220 = 45,820$   
 $45,820 \times 80\%$

③事務員給与

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月 31日 まで	
就業場所	支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 15時 00分 まで (内、休憩時間は 60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (時給) 1,200 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末日締切 / 翌月 5日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	埼玉民主フォーラム	さいたま市北区支部支部長
	雇用者	高木 真理 
	被雇用者	[REDACTED] 

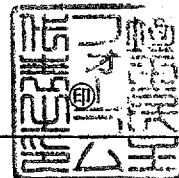
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明





### お取引内容確認・取消

振込

印刷する

受付番号 21080600002 受付日時 2021年08月06日 13:33

出金口座	支店
振込依頼人名	サウマミンシ17ホ-ラム タキ マリ
振込先口座	
受取人名	
振込金額	45,600円
振込手数料	220円
引落合計金額	45,820円
振込指定日	2021年08月06日
処理状況	処理済

◀ 戻る

> [お問合せはこちら](#) ※ブラウザにより表示されない場合があります



# 7 月勤務実績表

名前 XXXXXXXXXX

日	曜日	時間	休憩	総時間	交通費	内容 備考
6	火	9:00 ~ 15:00	1	5		
7	水	9:00 ~ 15:00	1	5		
12	月	9:00 ~ 15:00	1	5		
13	火	9:00 ~ 15:00	1	5		
14	水	9:00 ~ 15:00	1	5		
20	火	9:00 ~ 12:00		3		
21	水	9:00 ~ 12:00		3		
26	月	9:00 ~ 11:30		2.5		
29	木	9:00 ~ 15:00	1.5	4.5		
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
計				38	0	

給与額	@1,200円 × 38.0時間=	45,600円
交通費		0円
合計		45,600円



整理番号	5
------	---

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2021年 8月 10日
支出額	28215 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務員給与 7月分
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名    山根 史子

# 2021年7月

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日											
2日											
3日											
4日											
5日											
6日											
7日											
8日					■					1	
9日			■							1	
10日											
11日											
12日											
13日			■	■						2	
14日	■									1	
15日											
16日		■	■							2	
17日											
18日											
19日											
20日											
21日	■	■	■							3	
22日											
23日	■	■	■	■	■					5	
24日											
25日											
26日											
27日	■	■	■	■	■					5	
28日											
29日	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
30日					■	■	■			3	
31日	■	■	■							3	
合計										33	

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市古市場 427-1	
職務内容	川越支部 及び政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 17 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・時給) 950 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末 日 締 切 / 当 月 ・ 翌 月 10 日 支 払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
<p>令和 3 年 4 月 / 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長 山根史子</p> <p style="text-align: right;">雇用者 <span style="float: right;">●</span></p> <p style="text-align: right;">被雇用者 <span style="float: right;">●</span></p>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 3 年 4 月 / 日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明 <span style="float: right;">[Seal]</span>

整理番号	2
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	3年 8月 13日	支出額	40,245 円 × 100% 40, 245円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	--

使 途	政務活動補助職員給与(7月分) (政務活動補助業務にのみ従事)
-----	------------------------------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム
---------	-----------

口座名義 : 埼玉民主フォーラム  
 使 途 : 政務活動補助職員給与(7月分)

7 03-08-13	.送金	*39,585	IB	[REDACTED]
8 03-08-13	.	*660		手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2021

7

月分勤務実績表



	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
7/1 (木)					
7/2 (金)					
7/3 (土)					
7/4 (日)					
7/5 (月)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
7/6 (火)					
7/7 (水)					
7/8 (木)					
7/9 (金)					
7/10 (土)					
7/11 (日)					
7/12 (月)	10:30	15:00	0:15	4:15	¥ 980
7/13 (火)					
7/14 (水)					
7/15 (木)					
7/16 (金)	10:30	14:30	0:15	3:45	¥ 980
7/17 (土)					
7/18 (日)					
7/19 (月)	10:30	14:00	0:15	3:15	¥ 980
7/20 (火)					
7/21 (水)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
7/22 (木)					
7/23 (金)					
7/24 (土)					
7/25 (日)					
7/26 (月)					
7/27 (火)					
7/28 (水)	10:30	15:00	0:15	4:15	¥ 980
7/29 (木)					
7/30 (金)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980

出勤日数	7日
勤務時間	29:45時間
(内、有給日数)	
(内、有給時間)	
時給	¥ 1,100
交通費(往復)	¥ 980

基本給 ¥ 32,725 [ ¥ 1,100 × 29:45時間 ]

交通費 ¥ 6,860 [ ¥ 980 × 7日 ]

**総支給額 ¥ 39,585**

## 労働契約書

埼玉民主フォーラム（以下「甲」という）と■■■■■（以下「乙」という）は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和3年4月1日至令和4年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業（10時30分）終業（15時30分）
- ③ 休憩時間 15分 実働4時間45分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、  
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には  
時間外及び休日に就業させることがある。
- ⑥ 休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 時給 1,100円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに  
従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。  
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)。
- ⑤ 昇給 本人の実績と勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

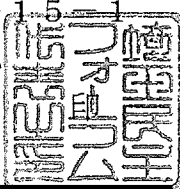
- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不相当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和3年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-5-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム  
代表 田並 尚明



(乙) [Redacted signature area]

整理番号	3
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
⑥:人件費      7:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	3年 8月 13日	支出額	49,153 円 × 100% 49,153 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動補助職員給与(7月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム
---------	-----------

口座名義 : 埼玉民主フォーラム  
 使 途 : 政務活動補助職員給与(7月分)

9 03-08-13	.送金	*48,823	IB	[REDACTED]
10 03-08-13	.	*330	手数料	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



2021

7

月分勤務実績表

	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
7/1 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	¥ 398
7/2 (金)					
7/3 (土)					
7/4 (日)					
7/5 (月)					
7/6 (火)	10:00	13:45	0:15	3:30	
7/7 (水)					
7/8 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
7/9 (金)					
7/10 (土)					
7/11 (日)					
7/12 (月)	10:00	15:30	0:15	5:15	
7/13 (火)					
7/14 (水)					
7/15 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
7/16 (金)					
7/17 (土)					
7/18 (日)					
7/19 (月)					
7/20 (火)					
7/21 (水)	10:00	15:00	0:15	4:45	
7/22 (木)					
7/23 (金)					
7/24 (土)					
7/25 (日)					
7/26 (月)	10:00	15:00	0:15	4:45	
7/27 (火)					
7/28 (水)					
7/29 (木)					
7/30 (金)	10:00	15:00	0:15	4:45	
7/31 (土)					

出勤日数	8日
勤務時間	37:15 時間
(内、有給日数)	(0日)
(内、有給時間)	(0 時間00分)
時給	¥ 1,300
交通費 (バス往復)	¥ 398

基本給 ¥ 48,425 [ ¥ 1,300 × 37:15 時間 ]

交通費 ¥ 398 [ ¥ 398 × 1日 ]

**総支給額 ¥ 48,823**

## 労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と[REDACTED] (以下「乙」という) は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和3年4月1日至令和4年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費経理補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(10時00分) 終業(15時00分)
- ③ 休憩時間 15分 実働4時間45分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、  
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には  
時間外及び休日に就業させることがある。
- ⑥ 休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 時給 1,300円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに  
従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。  
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
- ⑤ 昇給 本人の実績を勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

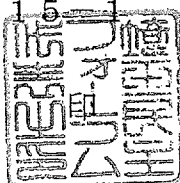
- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不相当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和3年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム  
代表 田並 尚明



(乙) [Redacted signature area]

整理番号

6

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費      7:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	R3年8月16日	支出額	68,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	職員給与
----	------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-08-16 | 送金

\*76,000 | IB




$$76,000 \times 0.9 = 68,400 \text{ 円}$$

③ 職員給与として、

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		生
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム上尾伊奈支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	A.M 10 時00分から18 時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 1,000 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・ <u>翌月</u> 15日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 上尾伊奈支部支部長		
雇用者		田 並 尚 明 
被雇用者		 

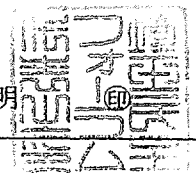
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田 並 尚 明



6-1

## 出勤表

2021年 7月

名前



日付	曜日	出勤	退勤	備考 (作業内容)	交通費	チェック
1日	木					
2日	金	10:00	17:00			6:00
3日	土					
4日	日					
5日	月					
6日	火	10:00	17:00			6:00
7日	水	12:00	17:00			4:00
8日	木	10:00	17:00			6:00
9日	金	10:00	17:00			6:00
10日	土					
11日	日					
12日	月	10:00	17:00			6:00
13日	火	10:00	17:00			6:00
14日	水					
15日	木					
16日	金	10:00	17:00			6:00
17日	土					
18日	日					
19日	月	10:00	17:00			6:00
20日	火	10:00	17:00			6:00
21日	水					
22日	木					
23日	金					
24日	土					
25日	日					
26日	月					
27日	火	10:00	17:00			6:00
28日	水	10:00	17:00			6:00
29日	木					
30日	金	10:00	17:00			6:00
31日	土					
						76:00:00

整理番号 7


## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年 8月 16日
支出額	179,550円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 199,500円×0.9=179,550円)
使途	事務員給与 7月分
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 白根 大輔 

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和3年4月1日 から令和4年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県川口市朝日2丁目17番7号 埼玉民主フォーラム川口支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分 から 午後6時00分まで (内、休憩時間は 1時間以内とする)	
休日	週2日	
給与(賃金)等	・ 時間給 1,500円	
給与等支払	・ 賃金・手当 毎月末日締切り 翌月16日支払い	
給与等振込先	・ [REDACTED]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
	令和3年4月1日 (議員名)	
雇用者	白根 大輔	
被雇用者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]



7-1

## 勤務実績表

2021年 7月分	被雇用者の氏名	■■■■■
--------------	---------	-------

	曜日	勤務時間	
1	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
2	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
3	土	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
4	日		
5	月		
6	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
7	水		
8	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
9	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
10	土		
11	日		
12	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
13	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
14	水		
15	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
16	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
17	土		
18	日		
19	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
20	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
21	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
22	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
23	金		
24	土		
25	日		
26	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
27	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
28	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
29	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
30	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
31	土		

支給額:時給1,500円×7時間×19日=199,500円

整理番号

12

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---	---

支出年月日	2021年 8月 30日
支出額	72,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法    80,000円×0.9)
使途	人件費
支出先	■■■■■



上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃



# 雇 用 契 約 書

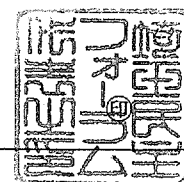
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		電話 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	月曜日、金曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給) 80,000円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正乃 
	被雇用者	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明



## 勤 務 実 績 表

3年 8月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	日			
2	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
3	火			
4	水			
5	木			
6	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
13	金			
14	土			
15	日			
16	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
17	火			
18	水			
19	木			
20	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
21	土			
22	日			
23	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
24	火			
25	水			
26	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
27	金			
28	土			
29	日			
30	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
31	火			

月給:80,000円/月

整理番号	13
------	----


## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。



<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	2021年 8月 31日
支 出 額	113,873円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法    126,526円×0.9)
使 途	人件費
支 出 先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名                      山本正乃    

# 雇 用 契 約 書

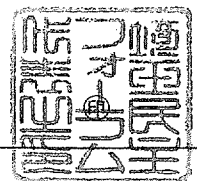
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の支持する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	火曜日、木曜日、土曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給) 120,000円</li> <li>・ 手当 交通費(実費)</li> </ul>	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正乃 
	被雇用者	

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 ( ) 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明



## 勤 務 実 績 表

3年 8月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------


日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	日			
2	月			
3	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
4	水			
5	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
6	金			
7	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
8	日			
9	月			
10	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
11	水			
12	木			
13	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
14	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
15	日			
16	月			
17	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
18	水			
19	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
20	金			
21	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
22	日			
23	月			
24	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
25	水			
26	木			
27	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
28	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
29	日			
30	月			
31	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
月給:120,000円/月(交通費502円×13日=6,526円)				

整理番号

19

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
<b>支出年月日</b>	3 年 8 月 31 日
<b>支出額</b>	176,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法    220,000 円×80% )
<b>使 途</b>	人件費 8 月分
<b>支出先</b>	

上記のとおり支出しました。

支出者名

木村 勇夫

印



# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1 日 から令和4年3月 31日 まで	
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・時給) 220,000円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末 日締切 / (当)月・翌月 末 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部長 木村 勇夫 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明



# 出勤簿

令和3年

氏名 XXXXXXXXXX

7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
		出	出			出	出	出	出	出			出	出	出	出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				出	出	出					出	出	出	出	出		
8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
			出	出	出	出	出				出	出	出				
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	出	出	出	出	出			出				出			出	出	
9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	

備考

整理番号	4
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	3年9月2日	支出額	33,296 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務員給与 (8月分)		

<b>領収書等貼付欄</b>	埼玉民主フォーラム    さいたま市北区支部
----------------	------------------------

振込受付明細は、別紙添付

②41,400 + 220 = 41,620 円  
 41,620 × 80%

③事務員給与

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



### 振込

STEP

- 1. 出金口座  
選択
- 2. 振込先  
選択
- 3. 金額・  
指定日選択
- 4. 振込実行
- 5. 受付確認

**ご利用ありがとうございます。振込しました。**  
**受付番号は21090200003です。**

### 振込 受付明細

印刷する

受付番号 21090200003      受付日時 2021年09月02日 16:37

出金口座	[Redacted] 支店 [Redacted]		
振込依頼人名	サウマシニアホームカマ		
振込先口座	[Redacted]		
受取人名	[Redacted]		
メモ欄	事務員給与		
振込金額	41,400円		
振込手数料	220円		
引落合計金額	41,620円		
振込指定日	09月02日		

#### ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。  
 入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。  
 また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。  
 なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

▶ 続けて振込みをする



# 8 月勤務実績表

名前 XXXXXXXXXX

日	曜日	時間		休憩	総時間	交通費	内容 備考
2	月	9:00	~ 11:30		2.5		
5	木	9:00	~ 15:00	1	5		
11	水	9:00	~ 12:00		3		
17	火	9:30	~ 16:00	1	5.5		
20	金	9:30	~ 15:00	1	4.5		
24	火	9:00	~ 15:00	1	5		
27	金	9:00	~ 14:00	1	4		
31	火	9:00	~ 15:00	1	5		
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
			~				
計					34.5	0	

給与額	@1,200円 × 34.5時間=	41,400円
交通費		0円
合計		41,400円

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月 31日 まで	
就業場所	支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 15時 00分 まで (内、休憩時間は 60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (時給) 1,200 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末日締切 / 翌月 5日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2通作成し、双方が各 1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	埼玉民主フォーラム	さいたま市北区支部支部長
	雇 用 者	高木 真理 
	被雇用者	[REDACTED] 

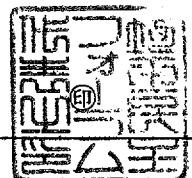
**(会派使用欄)**

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明




整理番号

5

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年 9月 6日
支出額	7440 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $9300 \times 0.8 = 7440$ )
使途	8月分パート代
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号 5-1

## 勤務実績表

令和 3年 8月分	被雇用者の氏名	
--------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月	10:00 ~ 16:00	書類整理, 書類作成,
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月	10:00 ~ 16:00	書類整理, 書類作成, 印刷作業
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

支給額 : 時給 930 円 × 5 時間 × 2 日 = 9300 円



整理番号 5-2

# 雇用契約書


ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部		
職務内容	事務所管理, 調査業務, 接客, 電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給・<del>時給</del>) 930円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 5 日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和 3 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明



整理番号	6
------	---

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	2021年9月6日
支出額	14880 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	(按分した場合の積算方法 $18600 \times 0.8 = 14880$ ) 8月分パート代
支 出 先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号

6-1

## 勤務実績表

令和 3年  
8月分



被雇用者の氏名



日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月	10:00~16:00	事務所管理, 事務処理, 来客対応
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金	10:00~16:00	来客対応, 事務処理, 事務所管理
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金	10:00~16:00	事務処理, 事務所管理
28	土		
29	日		
30	月	10:00~16:00	来客対応, 事務所管理
31	火		

支給額 : 時給 930 円 × 5 時間 × 4 日 = 18,600 円

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部		
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分から 16 時 00 分まで (内、休憩時間は 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給 <u>時給</u>) 930 円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月 <u>末</u> 日締切 / 当月 <u>翌月</u> 5 日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する			
令和 3 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 <u>辻 浩司</u> 			
被雇用者 [Redacted] 			

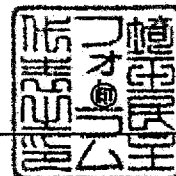
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明



整理番号 7

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】                  1:調査研究費    2:グループ活動費                  【広聴・広報活動費】                  3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費                  【経常的経費】                  ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費                  9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

<p>支出年月日</p>	2021年 9月 6日
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">11,160 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>13950 \times 0,8 = 11,160</math>)</p>
<p>使 途</p>	8月分パート代
<p>支出先</p>	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 (印)

整理番号

7-1

## 勤務実績表

令和 3年 8月分	被雇用者の氏名	
--------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月		
3	火		
4	水	10:00~16:00	来客対応, 事務所管理
5	木		
6	金	10:00~16:00	来客対応, 事務所管理
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水	10:00~16:00	来客対応, 事務所管理
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

支給額 : 時給 930 円 × 5 時間 × 3 日 = 12,950 円

整理番号 7-2

## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3 年 4 月 / 日 から 令和 4 年 3 月 3 / 日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部	
職務内容	接客 電話応対、事務所管理 調査業務等	
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 16 時 00 分 まで (内、休憩時間は60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 930 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 米 日 締切 / 当月 <u>翌月</u> 5 日 支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3 年 4 月 1 日      埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長  雇用者 <u>辻 浩司</u> <span style="float: right;">●</span>  被雇用者 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <span style="float: right;">●</span>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明

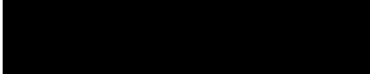


整理番号

8

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】            1:調査研究費 2:グループ活動費            【広聴・広報活動費】            3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費            【経常的経費】            ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費            9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>2021年 9月 6日</p>
<p>支出額</p>	<p>3720 円            ※ 政務活動費を充当した金額を記載            (按分した場合の積算方法 <math>4650 \times 0,8 = 3720</math>)</p>
<p>使 途</p>	<p>8月分 ハート代</p>
<p>支 出 先</p>	<p></p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司





整理番号 8-1

### 勤務実績表

令和 3年 8月分	被雇用者の氏名	
--------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水	10:00 ~ 16:00	事務所管理
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

支給額 : 時給 930 円 × 5 時間 × 1 日 = 4,650 円

整理番号

8-2

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部		
職務内容	接客、電話応対、事務所管理、調査業務等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金 (月給・日給・時給) 930 円</li> <li>手当</li> </ul>		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年4月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年4月1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表

田並 尚明




整理番号 15

## 政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年9月10日
支出額	38475円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $42750 \times 0.9 = 38475$ )
使途	事務員給与 8月分
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



# 2021年8月

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日											
2日											
3日	■	■	■	休	■	■	■			6	1
4日											
5日	■	■	■	■	■					5	
6日					■	■	■			3	
7日											
8日											
9日	■	■	■	■	■					5	
10日	■	■	■							3	
11日	■	■								2	
12日	■									1	
13日											
14日											
15日											
16日											
17日	■	■	■	■	■					5	
18日											
19日	■	■	■							3	
20日											
21日											
22日											
23日											
24日	■	■	■							3	
25日											
26日	■	■	■							3	
27日											
28日											
29日											
30日					■	■				2	
31日	■	■			■	■				4	
合計										45	

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	[REDACTED]	電 話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市古市場 427-1	
職務内容	川越支部 及び政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 17 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・時給) 950 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 10 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
<p>令和 3 年 4 月 / 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長 山根史子</p> <p style="text-align: right;">雇 用 者 <span style="float: right;">●</span></p> <p style="text-align: right;">被雇用者 <span style="float: right;">●</span></p>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 3 年 4 月   日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明 <span style="float: right;">●</span>

整理番号

2

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	3年 9月 15日	支出額	55,905 円 × 100% 55,905 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	--

使 途	政務活動補助職員給与(8月分) (政務活動補助業務にのみ従事)
-----	------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム

使 途 : 政務活動補助職員給与(8月分)

03-09-15	送金
03-09-15	.

*55,575	IB	■■■■■■
*330	手数料	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

## 労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と[REDACTED] (以下「乙」という) は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和3年4月1日至令和4年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費経理補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(10時00分) 終業(15時00分)
- ③ 休憩時間 15分 実働4時間45分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、  
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には  
時間外及び休日に就業させることがある。
- ⑥ 休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 時給 1,300円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに  
従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。  
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
- ⑤ 昇給 本人の実績を勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

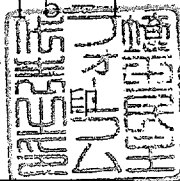
- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不相当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和3年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム  
代表 田並 尚明



(乙) [Redacted signature area]



2021

8

月分勤務実績表

	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
8/1 (日)					
8/2 (月)					
8/3 (火)	10:00	15:00	0:15	4:45	
8/4 (水)					
8/5 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
8/6 (金)					
8/7 (土)					
8/8 (日)					
8/9 (月)					
8/10 (火)					
8/11 (水)					
8/12 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
8/13 (金)					
8/14 (土)					
8/15 (日)					
8/16 (月)					
8/17 (火)	10:00	15:00	0:15	4:45	
8/18 (水)					
8/19 (木)	有休			4:45	
8/20 (金)	有休			4:45	
8/21 (土)					
8/22 (日)					
8/23 (月)	有休			4:45	
8/24 (火)					
8/25 (水)	10:00	15:00	0:15	4:45	
8/26 (木)					
8/27 (金)					
8/28 (土)					
8/29 (日)					
8/30 (月)	10:00	15:00	0:15	4:45	
8/31 (火)					

出勤日数	9日
勤務時間	42:45 時間
(内、有給日数)	(3日)
(内、有給時間)	(14 時間15分)
時給	¥ 1,300
交通費 (バス往復)	¥ 398

基本給 ¥ 55,575 ( ¥ 1,300 × 42:45 時間 )

交通費 ¥ - ( ¥ 398 × 0日 )

**総支給額 ¥ 55,575**

整理番号

3

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年 9月 15日	支出額	41,345 円 × 100% 41,345 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動補助職員給与(8月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム  
使 途 : 政務活動補助職員給与(8月分)

03-09-15 | .送金  
03-09-15 | .

\*40,685 | IB [REDACTED]  
\*660 | 手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

## 労働契約書

埼玉民主フォーラム（以下「甲」という）と■■■■■（以下「乙」という）は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和3年4月1日至令和4年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業（10時30分）終業（15時30分）
- ③ 休憩時間 15分 実働4時間45分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、  
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には  
時間外及び休日に就業させることがある。
- ⑥ 休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 時給 1,100円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに  
従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。  
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)。
- ⑤ 昇給 本人の実績と勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

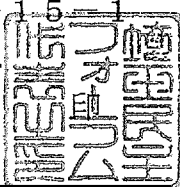
- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不相当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和3年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム  
代表 田並 尚明



(乙) [Redacted signature area]

2021

8

月分勤務実績表



	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
8/1 (日)					
8/2 (月)					
8/3 (火)					
8/4 (水)	10:30	15:00	0:15	4:15	¥ 980
8/5 (木)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
8/6 (金)					
8/7 (土)					
8/8 (日)					
8/9 (月)					
8/10 (火)					
8/11 (水)	10:30	15:00	0:15	4:15	¥ 980
8/12 (木)					
8/13 (金)					
8/14 (土)					
8/15 (日)					
8/16 (月)					
8/17 (火)					
8/18 (水)					
8/19 (木)					
8/20 (金)	10:30	14:30	0:15	3:45	¥ 980
8/21 (土)					
8/22 (日)					
8/23 (月)	10:30	15:00	0:15	4:15	¥ 980
8/24 (火)					
8/25 (水)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
8/26 (木)					
8/27 (金)					
8/28 (土)					
8/29 (日)					
8/30 (月)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
8/31 (火)					

出勤日数	7日
勤務時間	30:45時間
(内、有給日数)	
(内、有給時間)	
時給	¥ 1,100
交通費(往復)	¥ 980

基本給 ¥ 33,825 [ ¥ 1,100 × 30:45時間 ]

交通費 ¥ 6,860 [ ¥ 980 × 7日 ]

**総支給額 ¥ 40,685**

整理番号 4

### 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	R3年9月15日	支出額	75,600 円
※ 政務活動費を元当した全額を記載			

使途	職員給与
----	------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-09-15 送金 | \*84,000 | IB [REDACTED]

$$84,000 \times 0.9 = 75,600$$

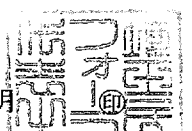
③ 職員給与

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「たたく」「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、全目に補記すること)。  
※ 控めた場合は、横書きを全目に記入すること。

# 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム上尾伊奈支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	A.M 10 時00分 から 18 時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 1,000 円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・ <u>翌月</u> 15 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 上尾伊奈支部支部長		
雇用者		●
被雇用者		●

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 3 年 4 月 1 日		
埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明	

4-2

## 出勤表

2021年 8月

名前



日付	曜日	出勤	退勤	備考 (作業内容)	交通費	チェック
1日	日					
2日	月					
3日	火	10:00	17:00			6:00
4日	水	10:00	17:00			6:00
5日	木					
6日	金	10:00	17:00			6:00
7日	土					
8日	日					
9日	月					
10日	火	10:00	17:00			6:00
11日	水	10:00	17:00			6:00
12日	木					
13日	金					
14日	土					
15日	日					
16日	月	10:00	17:00			6:00
17日	火					
18日	水	10:00	17:00			6:00
19日	木					
20日	金	10:00	17:00			6:00
21日	土					
22日	日					
23日	月	10:00	17:00			6:00
24日	火	10:00	17:00			6:00
25日	水	10:00	17:00			6:00
26日	木					
27日	金	10:00	17:00			6:00
28日	土					
29日	日					
30日	月	10:00	17:00			6:00
31日	火	10:00	17:00			6:00
						84:00:00

✓



整理番号	6
------	---

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p style="text-align: center;">9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	令和3年    9月    16日
支出額	179,550円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法 199,500円×0.9=179,550円)
使 途	事務員給与 8月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名    白根 大輔



# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和3年4月1日 から令和4年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県川口市朝日2丁目17番7号 埼玉民主フォーラム川口支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分 から 午後6時00分まで (内、休憩時間は 1時間以内とする)	
休 日	週2日	
給与(賃金)等	・ 時間給 1,500円	
給与等支払	・ 賃金・手当 毎月末日締切り 翌月16日支払い	
給与等振込先	・ [REDACTED]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
	令和3年4月1日 (議員名)	
雇 用 者	白根 大輔	
被雇用者	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]	

6-1

## 勤務実績表

2021年 8月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
--------------	-----------------------

	曜日	勤務時間	
1	日		
2	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
3	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
4	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
5	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
6	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
7	土		
8	日		
9	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
10	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
11	水		
12	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
13	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
14	土		
15	日		
16	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
17	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
18	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
24	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
25	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
26	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
27	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
28	土		
29	日		
30	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
31	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助

支給額:時給1,500円×7時間×19日=199,500円

整理番号	11
------	----

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	2021年 9月 28日
支出額	113,422円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法    126,024円×0.9)
使 途	人件費
支 出 先	[REDACTED]



上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃



# 雇 用 契 約 書

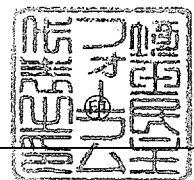
ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の支持する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	火曜日、木曜日、土曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給) 120,000円</li> <li>・ 手当 交通費(実費)</li> </ul>	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正乃 
	被雇用者	[REDACTED] 

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 ( ) 日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明



## 勤 務 実 績 表

3年 9月分		被雇用者の氏名 [REDACTED]		
日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	水			
2	木			
3	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
4	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
5	日			
6	月			
7	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
8	水			
9	木			
10	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
11	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
12	日			
13	月			
14	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
15	水			
16	木			
17	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
18	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
19	日			
20	月			
21	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
22	水			
23	木			
24	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
25	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
26	日			
27	月			
28	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
29	水			
30	木			
月給:120,000円/月(交通費502円×12日=6,024円)				

整理番号	12
------	----

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> ⑥:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	2021年 9月 30日
支出額	72,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  (按分した場合の積算方法    80,000円×0.9 )
使 途	人件費
支 出 先	■■■■■



上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃



# 雇 用 契 約 書

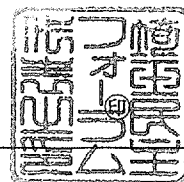
ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	月曜日、金曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 (月給) 80,000円</li> <li>・ 手当</li> </ul>	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正乃 
	被雇用者	[REDACTED] 

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3年 4月 1日

埼玉民主フォーラム  
会派代表 田並 尚明





## 勤 務 実 績 表

3年 9月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	水			
2	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
3	金			
4	土			
5	日			
6	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
7	火			
8	水			
9	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
10	金			
11	土			
12	日			
13	月			
14	火			
15	水			
16	木			
17	金			
18	土			
19	日			
20	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
21	火			
22	水			
23	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
24	金			
25	土			
26	日			
27	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
28	火			
29	水			
30	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助

月給:80,000円/月